補助金の申請期限を延長します。

災害応急復旧事業費補助金

についてのお知らせ

村では、速やかな日常生活の回復、村民の生活の安定につなげることを目的に、この度の豪雨等による災害によって被災した箇所（農地・農業用施設を除く。）の応急復旧に要した費用を補助する制度を立ち上げ、申請を受け付けております。

この度、業者の手配がつかないため期日までの申請が困難などの理由で、申請期限を希望される御要望が多数寄せられていることから、本補助金の申請期限を、「令和６年１０月３１日（木曜日）まで」としておりましたが、**「令和６年１１月２９日（金曜日）」まで延長します。**

なお、施工する前に、施工予定箇所の状況写真と見積もりを御持参のうえ、住民税務課危機管理室に御相談くださるようお願いします。

また、復旧が来年度となる見込みの場合も、同様に御相談くださるようお願いします。

その他、御不明な点は下記問合せ先まで御連絡ください。

|  |  |
| --- | --- |
| 【お問い合わせ先】**鮭川村住民税務課危機管理室**〒999-5292　最上郡鮭川村大字佐渡2003番の7 | 電話：0233-55-2111（内線111・112）FAX：0233-55-3269電子メール：sogosa@vill.sakegawa.yamagata.jp |